

公共工事の前金払取扱要綱

平成7年3月22日

津幡町告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づき前金払の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の額)

第2条 前金払の額は、次の表のとおりとする。ただし、当該前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

区分	契約金額	前金払の額
(1) 工事 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計又は調査並びに機械類の製造を除く。）	300万円以上	4割以内の額。ただし、5,000万円を限度とする。
(2) 設計又は調査 土木建築に関する工事の設計又は調査	300万円以上	3割以内の額。ただし、1,000万円を限度とする。
(3) 機械類の製造 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造	1,000万円以上	3割以内の額。ただし、3,000万円を限度とする。
(4) 測量 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する測量	300万円以上	3割以内の額。ただし、1,000万円を限度とする。

2 総工事費の2割5分以上の資材を町が支給する請負工事に係る前金払の額は、前項の規定にかかわらず2割5分以内の額とする。

3 工期が2年度以上にわたる契約における前金払は、当該年度において実施すべき契約金額に相当する金額に対してすることができる。

4 第1項に規定する限度額については、本町に主たる営業所を置く事業者又は特定建設工事共同企業体の代表者が本町に主たる営業所を置く事業者には適用しない。

(保証証書の提出)

第3条 前金払を受けようとする者は、請負契約締結後、速やかに公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に定める保証事業会社との前払金の保証について保

証契約を締結した保証証書を提出しなければならない。

(前金払の支払)

第4条 町長は、前金払の請求書を受理したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

2 前金払をしようとするときは、支出命令書に「公共工事前金払」と明示するものとする。

(追加の前金払の制限)

第5条 前金払をした後において工事の変更等の理由により契約額が増額を生じた場合において、当該増額に係る追加の前金払は、別に定めるものを除き、行わないものとする。

(竣工期日の延長)

第6条 前金払をした公共工事の竣工期日が延長されたときは、請負者は延長した竣工期日までの保証証書を提出しなければならない。

2 前項の規定による手続きを怠り保証期間が満了した場合は、次条に規定する部分払の請求に応じないものとする。

(前金払をした場合の部分払の額)

第7条 前金払をした公共工事の出来高に応じて部分払をする場合は、請負金額に出来高割合を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額から、前払金額に工事の出来高割合を乗じて得た額を減じて得た額を支払うものとする。ただし、当該部分払の額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の返還)

第8条 町長は、前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 請負者が第6条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 契約金額にその3分の1以上の減額変更があったとき。
- (3) 前払金を当該請負工事等以外の目的に使用したとき。
- (4) 請負者がその契約義務を履行しなかったとき。
- (5) 当該工事の請負契約等を解除したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第9条 町長は、前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金を町長の指定する日までに返還しないときは、当該返還の日までの日数に応じ返還すべき額に契約日における、政府

契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日津幡町告示第38号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日津幡町告示第13号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月20日津幡町告示第104号）

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年12月13日津幡町告示第122号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日津幡町告示第27号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日津幡町告示第42号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日津幡町告示第14号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。